

(3) 環太平洋連携 (Trans-Pacific Partnership (TPP)) 協定

P4協定とTPP協定交渉

- **環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)**: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイによる経済連携協定 (通称P4) が2006年に発効。P4はAPEC加盟国に開放されている。
- 物品貿易については、原則として **全品目について即時または段階的関税撤廃**。
- サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定。

「P4」が拡大

- 本年3月、上記4カ国に **米国、豪州、ペルー、ベトナム** を加えた8カ国でP4を発展させた広域経済連携協定を目指す **「環太平洋連携協定」 (Trans-Pacific Partnership)** の交渉を開始。
- 本年10月4～9日に第3回交渉会合 (於ブルネイ)。同会合から **マレーシア** が新規参加し、現在9カ国。
- 12月6～10日に第4回交渉会合 (於NZ) を予定。

交渉の現状 (10月18日現在): 伝聞情報

- 10月4日～9日の第3回会合から多くの分野においてテキストが提示された形での交渉が始まった模様。
- 関税交渉については、
 - ① 基本的には既存のFTA (例: 米豪FTA) が無い国との間ではまず「バイ方式」で交渉する、
 - ② 但し、既存のFTAを有さない国が集まってマルチ方式で交渉を行うことも妨げられない、との方向で意見が収斂した模様。

(注: 「バイ方式」= 既存の二国間FTAがある場合はそれを維持し、FTA未締結の国の間のみで、二国間での自由化交渉を行う。

「マルチ方式」= 既存の二国間FTAとは関係なく多国間で自由化交渉を行う。)

- 現在、24*の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている模様。

※ 首席交渉官協議 / 市場アクセス (工業) / 市場アクセス (繊維・衣料品) / 市場アクセス (農業) / 原産地規則 / 貿易円滑化 / SPS / TBT / 貿易保護 / 政府調達 / 知的財産権 / 競争政策 / サービス (クロスボーダー) / サービス (電気通信) / サービス (一時入国) / サービス (金融) / サービス (e-commerce) / 投資 / 環境 / 労働 / 制度的事項 / 紛争解決 / 協力 / 横断的・事項特別部会 (中小企業、競争、開発、規制関連協力)

TPP参加の留意事項

- 予め特定セクターの自由化を除外した形の交渉参加は認められない可能性が高い。
- 10年以内の関税撤廃が原則（除外は極めて限定的だが、最終的には交渉次第）

(参考) コメ、小麦等主要農産品19品目について、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの対策も講じない場合の農業への影響試算
(農水省試算)

- 農産物の生産額減少 → 年間 4.1 兆円程度
- 食料自給率(供給熱量ベース) 40% → 14%程度に減少
- 多面的機能の喪失額 → 3.7 兆円程度
- 農業関連産業も含めた国内総生産への影響試算 → 年間 7.9 兆円程度。

- 既存の二国間の懸案への対応を求められる可能性あり
(特に米国からは、牛肉や非関税障壁等への対応が求められる可能性大)

新規交渉参加国の扱い

- 新規交渉参加には、**現在交渉に参加している9カ国の同意**が必要。
- 新規交渉参加についての公式の期限はないが、TPP原加盟国として参加するためには、各国の国内手続きにかかる時間を考慮し、早期の意思表示が必要。
- マレーシアは、政府調達、サービス等へのコミットメントを明確に表明した上で、交渉参加が認められ、第3回会合から交渉に参加。カナダは交渉参加の可能性を検討している段階。

3.分野別交渉

(政府が認める懸念事項)

- 米豪・米韓FTAのように医薬品分野に関する規定が置かれるおそれがある。

※米韓FTAでは、新薬の保険適用に関する審査の透明性の確保や医薬品・医療機器の価格決定等を米国の申請者に応じて見直す独立機関の設置等が規定されている。

- TBT(貿易の技術的障壁)の項目において、遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じるおそれがある。
- セーフガード(輸入急増等の場合の国内産業保護のための緊急措置)の発動要件が、米豪FTA、米ペルーFTAのように同一品目に対する再発動の禁止や発動期間の限定など制限されるおそれがある。

- 「国家と投資家の間の紛争解決手続」が採用される場合、我が国がこれまで締結してきたEPA等と同様、外国投資家から国際仲裁が我が国に提起される可能性は排除されない。
- 現在TPP交渉で提案されている海洋資源保全、野生動物、違法伐採に関する規定が盛り込まれる場合、我が国の漁業補助金やサメの漁獲その他の漁業活動(まぐろ、捕鯨等)に係る国内政策との関係に留意する必要がある。

※すでに米国が他国と締結しているFTAにおいて実現している事項やこれまでの日米経済調和対話等で提示されている事項は、米国等より要求される可能性があると考えてよいのではないか。

3.分野別交渉

(政府が確保を狙う事項)

- 我が国がEPA未締結の米、豪、NZの関税撤廃の可能性がある。
- 我が国とのEPAで政府調達について約束していなかったり不十分なマレーシア、ベトナム、ブルネイや、WTO政府調達協定(GPA)に未加入の豪州、NZと新たな約束を求めることができる。
- 事業者同士のライセンス契約に政府が介入すること(ロイヤリティ料率規制等)の禁止や技術開示に関するルール整備等につき、我が国に有益な規定を盛り込める可能性がある。